

国に私学助成の拡充を求める意見書

高校生の3割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその8割を私学教育が担っており、私学は公教育の場として大きな役割を果たしている。しかし、その教育条件等の整備の多くは保護者の学納金負担に任されている。

2010年度から実施され、2014年度に拡充した就学支援金制度と2014年度から実施された奨学のための給付金により学費の公私間格差は一定程度是正された。さらに国による私立小・中学校に通う生徒に対する授業料補助制度が新設された。

しかし、私立高校の学費は就学支援金分を差し引いても全国平均で初年度納付金61万2千円、入学金を除いても44万8千円と高額な負担が残る。また、各都道府県の授業料減免制度の差により居住する場所によって学費負担に大きな格差が出る学費の自治体間格差も存在している。この格差をなくしていくには国の就学支援金制度の拡充が強く求められる。

2017年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ新しい経済政策パッケージを閣議決定した。これを前提に、いくつかの自治体で授業料減免制度を改善する動きがあった。しかし、財源の格差により制度の変わらない自治体も多く残されている。学費の自治体間格差解消のため、2020年とされている私立高校の授業料無償化を確実に実施することが強く求められる。

また、5年間の実証事業として開始された私立小・中学校等に通う児童生徒への経済的支援は、2018年度から必要以上に個人情報等を問いただすなど申請手続きが煩雑化され、申請数が減少したことにより、2019年度は予算が削減されるという、設立趣旨に反する事態となっている。

1975年に私立学校振興助成法が制定された際に、国の補助率を速やかに2分の1とするように求める附帯決議がなされた。しかし、現状は3分の1程度にとどまっている。2013年には国はそれまで留保していた国際人権規約の無償化条項に対して留保撤回した。諸外国に対して教育の無償化を宣言した形であるが、OECD諸国の教育への公的支出を比べてみても、日本は下位に低迷している。未来を担う子供たちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担が軽減されるよう、私立高校生への就学支援金を拡充させる議論が求められる。同時に、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上を図るために、私立高校生への就学支援金制度と私学への経常費助成補助の大幅拡充は当然の方向であり、強く求められるところである。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっている。

よって、本市議会は、国に対し、公私の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

内閣総理大臣
財務大臣 殿
総務大臣
文部科学大臣

座間市議会議長 上 沢 本 尚